令和８年（フ）第２１号
新潟県上越市大字土橋1438番地20、前住所新潟県妙高市栗原５丁目３番13号　マイカルハウス101号室
債務者　内山　瑠美
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第４３号
新潟県十日町市千年461番地１　ハイツちとせ　Ａ棟105号室、前住所新潟県十日町市松之山湯本56番地
債務者　野本　敦子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第１１４２号
東京都町田市木曽東１丁目36番１号
債務者　三浦　浩二
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１８８号
東京都日野市南平７丁目16番地の104フレンズ203
債務者　安池　晴彦
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２７７号
静岡県三島市梅名219番地の20、前住所埼玉県新座市堀ノ内一丁目６番38号　片山マンション305号室
債務者　溝田　夏菜
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１７５号
香川県高松市木太町1153番地１　木太マンション320
債務者　谷津　裕子（旧姓阪口）
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２０５号
香川県高松市牟礼町牟礼2162番地２　牟礼ぐらしＲｏｏｍ③Ｂ棟201号室
債務者　熊野　芳美
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６号
北海道網走市大曲１丁目４番２－３号
債務者　川口　愛子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

令和８年（フ）第７号
北海道網走市潮見６丁目７番９－６号
債務者　林　　洋子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

令和８年（フ）第８号
北海道網走市つくしケ丘３丁目４番１－405号　道営つくしケ丘団地４－１
債務者　佐々木ひとみ
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

令和８年（フ）第４８５号
栃木県宇都宮市下川俣町154番地13　メゾン・ド・フローレンスＤ101、前住所栃木県宇都宮市御幸本町4871番地124
債務者　市川　優香
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４９１号
栃木県鹿沼市東町１丁目１番16号　ＡＭＵＺＡ　Ｂ棟
債務者　山崎　正江
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５０８号
栃木県宇都宮市江曽島１丁目13番24号
債務者　長谷川虎次郎
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５３０号
栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生1049番地19
債務者　高林真理亜
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１１１０号
千葉市中央区港町１番10号　ハピネス本千葉105号
債務者　松本　マリア　レオノーラ　クルズこと　ＭＡＴＳＵＭＯＴＯ　ＭＡＲＩＡ　ＬＥＯＮＯＲＡ　ＣＲＵＺ
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１３９号
千葉県船橋市三山８丁目７番３号　シティビレッジＭⅡ－303号
債務者　鳥飼　　愛
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係